

健移発 0508 第 1 号  
令和 5 年 5 月 8 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）長殿

厚生労働省健康局難病対策課  
移植医療対策推進室長  
(公 印 省 略)

「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症  
への対応について」の廃止について

平素より移植医療の推進に御高配を賜り御礼申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが 5 類感染症に変更されたことに  
伴い、「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」  
(令和 2 年 3 月 5 日付け健移発 0305 第 2 号厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進  
室長通知) は廃止します。

なお、同趣旨の通知を文部科学省高等教育局医学教育課長、公益社団法人日本臓器移植ネ  
ットワーク理事長、一般社団法人日本移植学会理事長、公益社団法人日本医師会会長、一般  
社団法人日本内科学会理事長、各眼球あっせん機関の長、日本角膜移植学会理事長、日本角  
膜学会理事長、一般社団法人日本造血細胞移植学会理事長、公益財団法人日本骨髓バンク理  
事長、日本赤十字社血液事業本部長、一般社団法人中部さい帯血バンク理事長及び特定非営  
利活動法人兵庫さい帯血バンク理事長にも送付していることを、併せて申し添えます。